

ふたば便り

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

札幌事務所：札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 SK ビル 7F

東京事務所：東京都港区港南 2 丁目 15-1 品川インターシティ A-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2011 年 4 月号 (Vol. 104)

＜義援金の税務上の取り扱い＞

東北地方太平洋沖地震で被災された方々を支援するために、多くの義援金が寄附されているようです。今回、義援金を寄附した場合の税務上の取り扱いが国税庁より公表されましたので参考にさせていただければと思います。一定の要件に合致すれば、個人で寄附する場合は「寄附金控除」の対象となり、法人で寄附する場合には全額「損金」(経費)となります。ポイントは寄附した相手先がどこか、という点です(以下の「寄附金控除等の対象になる義援金の種類」を参考にしてください)。

【個人の場合】(要件に合致するもののみ)

寄附金の年間合計額 - 2,000 円 → 寄附金控除額

* 寄附金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

所得税：確定申告書に「寄附金控除」に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類(たとえば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など)を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

【法人の場合】(要件に合致するもののみ)

寄附金 → 全額が損金算入

法人税：確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

★法人が、地震で被災された得意先に対して災害見舞金を支払った場合や自社製品を被災者に提供する場合、寄附金や交際費等に該当せず、「全額損金」となります。

寄附金控除等の対象になる義援金の種類

- 1) 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- 2) 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- 3) 中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」「地震災害におけるボランティア・NPO 活動支援のための募金」の口座へ直接寄附した義援金等
- 4) 募金団体を通じて、最終的に国や地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

今回の震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。被災地の 1 日も早い復興を心からお祈りしております。 ふたば税理士法人



4 月 1 日から「氷点橋」が開通して、弊事務所にお越しいただくのが

より一層便利になりました。お近くにお立ち寄りの際はお茶でも飲みまらしてください。